

多様な人材 全員参加  
みんなで育てる安全職場  
(第99回 全国安全週間 スローガン)



みんなで作る  
働く人にやさしい唐松

# 労働災害防止等安全衛生管理について ～災害ゼロを目指そう～

## 松浦物流グループ 安全大会 講演 説明資料

令和8年7月18日（土）

サービスや製品が安全  
であるためには、働く  
人の安全や健康が確保  
されていることが前提  
です！



労働基準局広報キャラクター  
「たしかめたん」

唐津労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

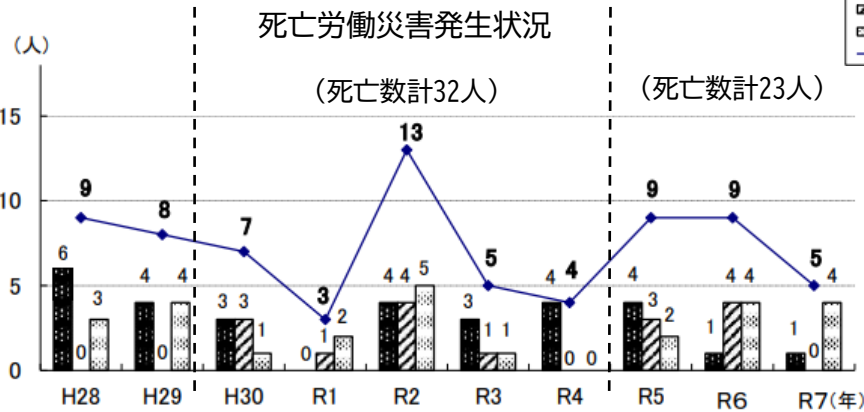
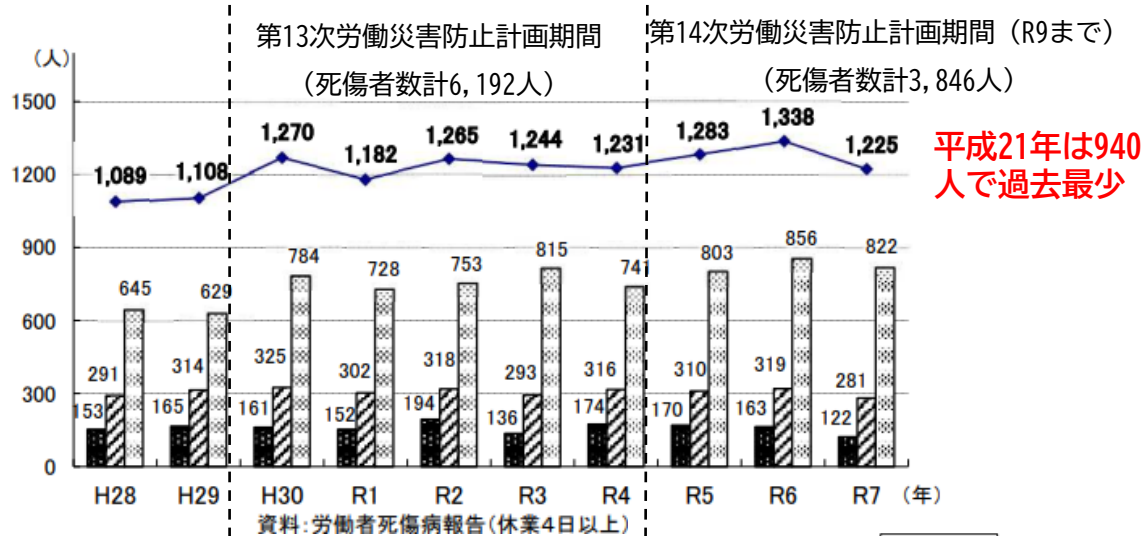
# 本日の説明内容

- 1 労働災害発生状況
- 2 佐賀労働局第14次労働災害防止計画
- 3 労働災害発生のメカニズム
- 4 安全対策の費用対効果（参考）
- 5 労働災害防止のために心掛けていただきたいこと
- 4 実効性あるリスクアセスメント
- 6 改正労働安全衛生法等
- 7 個別的な安全衛生対策
  - (1) 荷役作業の安全対策  
墜落・転落、フォークリフト、移動式クレーン、玉掛け作業、テールゲートリフター、荷崩れ等、腰痛
  - (2) 貨物自動車の安全対策  
逸走・後退時、交通労働災害防止
  - (3) 職場の熱中症対策
  - (4) 過重労働による健康障害防止
- 8 **Safe Work Action**

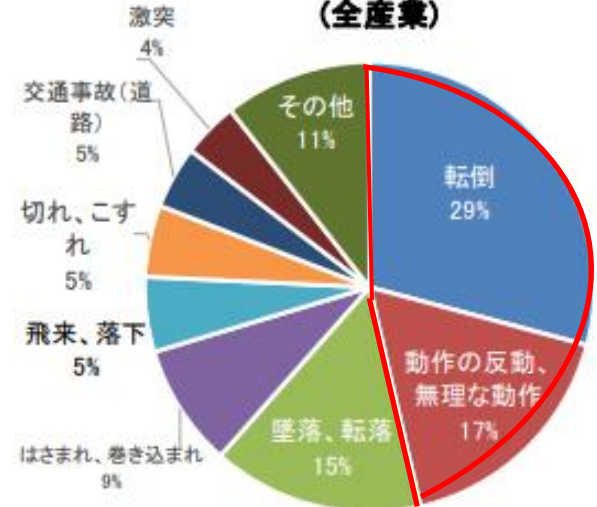


# 佐賀県内の労働災害発生状況 1

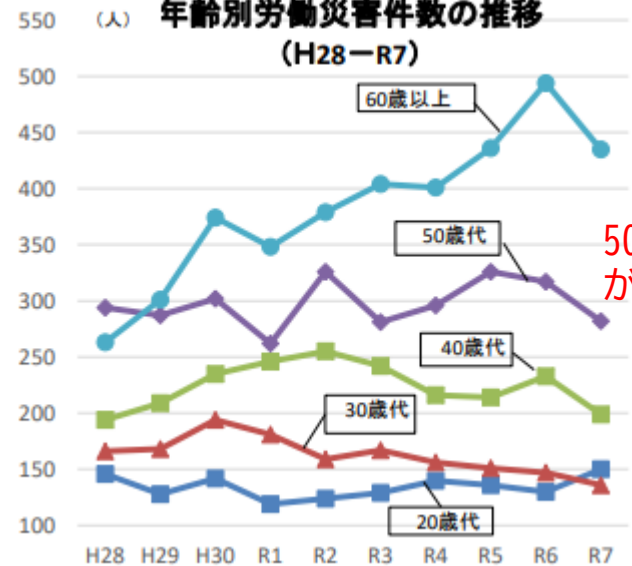
休業4日以上の労働災害発生状況（コロナウィルス感染症を除く）



令和7年労働災害事故の型別（全産業）



年齢別労働災害件数の推移（H28～R7）



50歳以上が58.5%

行動災害防止と高年齢労働者の労働災害防止が大きな課題

# 佐賀県内の労働災害発生状況 2

【令和7年】 佐賀県内における死亡労働災害の概要 令和8年5月20日現在

| 番号 | 業 種                 | 管轄署 | 発生日<br>時 刻          | 被災者<br>年 齢 | 事故の型                | 起因物         | 発 生 状 況                                                                                                                   |
|----|---------------------|-----|---------------------|------------|---------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 道路貨物<br>運送業         | 佐賀署 | R7.2.4<br>10時30分頃   | 男<br>60歳代  | 飛来・落下               | 玉掛用具        | 積載型小型移動式クレーンに積載したコンテナを荷台から卸す作業中、被災者は当該クレーンを操作し、コンテナを卸す位置の直上で停止させ、同僚と2人で位置の調整をしていたところ、玉掛用ワイヤロープが切断し、同僚とともにコンテナの下敷きになり被災した。 |
| 2  | その他の<br>事業<br>(警備業) | 佐賀署 | R7.4.4<br>11時40分頃   | 男<br>70歳代  | 墜落・転落               | 掘削用機械       | ドラグ・ショベルのバケット内側に乗って、立木の枝をチェーンソーを用いて伐採作業中、被災者は枝を伐採した直後に約8m下の用水路に墜落し被災した。                                                   |
| 3  | 社会福祉<br>施設          | 佐賀署 | R7.5.31<br>17時40分頃  | 女<br>50歳代  | その他                 | その他の起因物     | 被災者は来訪者の対応中、突然刃物で襲われた。                                                                                                    |
| 4  | 土木<br>工事業           | 武雄署 | R7.8.18<br>15時30分頃  | 男<br>40歳代  | 高温・低温<br>の物との接<br>触 | 高温・低温<br>環境 | 道路の除草作業中、被災者は道路上の雑草の残渣をプロワーで清掃する等の補助作業を行っていたところ倒れ、緊急搬送されたが、当日死亡した。<br>(災害発生地直近の観測所における気温：33.8度)                           |
| 5  | 卸売業                 | 佐賀署 | R7.12.12<br>17時40分頃 | 男<br>20歳代  | 交通事故<br>(道路)        | 乗用車         | 高速道路を利用し取引先から会社の車で帰社途中、追い越し車線に故障のため停車していたトラックに追突し、その後、後続の乗用車に追突され被災した。                                                    |

【令和8年】

| 番号 | 業 種               | 管轄署 | 発生日<br>時 刻        | 被災者<br>年 齢 | 事故の型         | 起因物  | 発 生 状 況                                                                                                    |
|----|-------------------|-----|-------------------|------------|--------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 窯業<br>土石製品<br>製造業 | 佐賀署 | R8.4.9<br>14時00分頃 | 男<br>70歳代  | 交通事故<br>(道路) | トラック | 被災者は生コンクリートを積んだミキサー車（4トン車）を運転して配達先に向かっている途中、配達経路の市道から約5m下の川に転落し、被災した。<br>約3時間後に横転した車内から救助されたが、現場で死亡が確認された。 |

佐賀県内の労働災害  
発生状況はこちら



**NO!**  
死亡労働災害



※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

# 佐賀県内の労働災害発生状況 3

陸上貨物運送事業（陸運業：道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業）における労働災害の動向（コロナウィルス感染症によるものを除く）

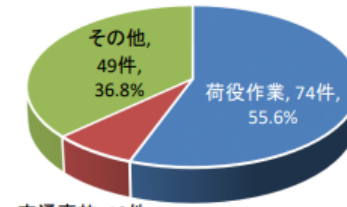
陸運業の荷役作業における労働災害発生状況（令和2年～令和7年）

| 項 目                | R2年   | R3年   | R4年   | R5年   | R6年   | R7年   |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 休業4日以上死傷災害(全産業)    | 1,265 | 1,244 | 1,231 | 1,283 | 1,338 | 1,225 |
| 休業4日以上死傷災害         | 179   | 175   | 150   | 174   | 159   | 133   |
| 休業4日以上災害           | 176   | 175   | 150   | 173   | 158   | 132   |
| 死亡災害               | 3     |       |       | 1     | 1     | 1     |
| 全産業に占める陸運業の割合      | 14.2% | 14.1% | 12.2% | 13.6% | 11.9% | 10.9% |
| 陸運業                |       |       |       |       |       |       |
| 荷役作業               |       |       |       |       |       |       |
| （事故の型）             |       |       |       |       |       |       |
| 動作の反動、無理な動作        | 25    | 25    | 26    | 24    | 20    | 16    |
| 墜落・転落              | 34    | 41    | 31    | 29    | 24    | 12    |
| 転倒                 | 10    | 8     | 10    | 9     | 11    | 11    |
| 飛来・落下              | 7     | 9     | 11    | 8     | 5     | 9     |
| はさまれ・巻き込まれ         | 8     | 9     | 9     | 9     | 5     | 8     |
| 激突され               | 10    | 7     | 3     | 10    | 1     | 8     |
| 崩壊・倒壊              | 4     | 3     | 6     | 4     | 2     | 5     |
| 激突                 | 9     | 4     | 2     | 3     | 6     | 4     |
| 切れ・こすれ             | 1     |       |       |       |       | 1     |
| 高温・低温の物との接触        |       | 1     | 2     | 3     | 3     |       |
| 踏み抜き               |       |       |       |       |       |       |
| その他                | 1     |       | 1     |       | 1     |       |
| 荷役作業 合計            | 109   | 107   | 101   | 99    | 78    | 74    |
| 荷役作業が占める割合         | 60.9% | 61.1% | 67.3% | 56.9% | 49.1% | 55.6% |
| 荷役作業以外             |       |       |       |       |       |       |
| の災害                |       |       |       |       |       |       |
| 交通事故               | 5     | 15    | 9     | 6     | 10    | 10    |
| その他                | 66    | 55    | 59    | 69    | 71    | 49    |
| 荷役作業に占める墜落・転落災害の割合 | 31.2% | 38.3% | 30.7% | 29.3% | 30.8% | 16.2% |

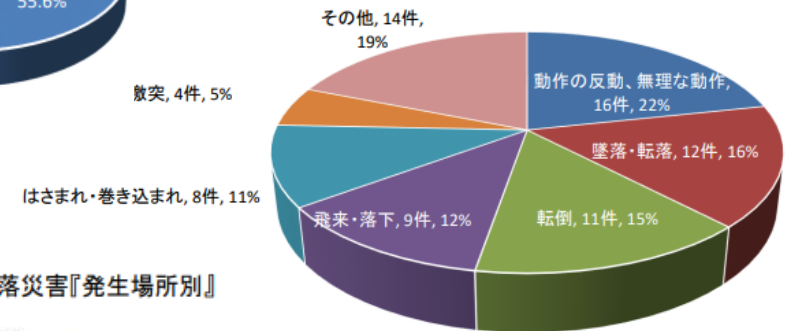
資料：労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向  
発生率が高い  
荷役災害で多く発生  
荷主先で多く発生

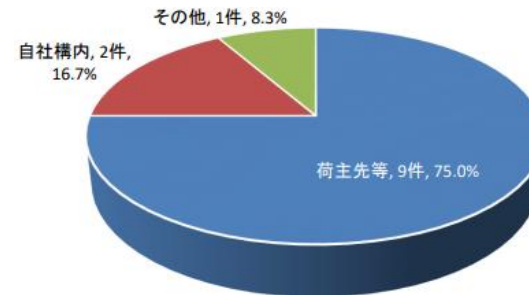
陸運業における休業4日以上死傷災害の発生状況



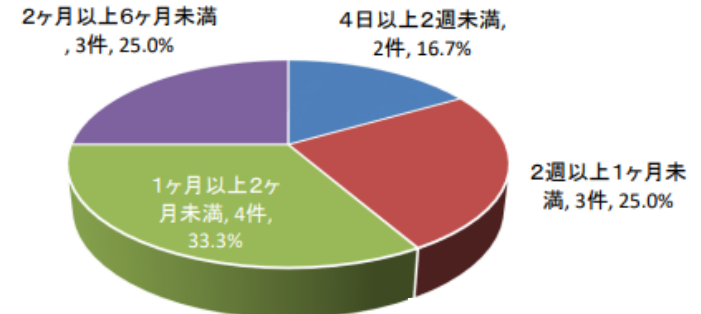
陸運業における荷役作業時の『事故の型別』発生状況



荷役作業時の墜落・転落災害『発生場所別』



荷役作業時の墜落・転落災害『死傷程度別』



# 佐賀労働局 第14次労働災害防止計画

## 労働災害防止計画とは

労働災害を減少させるために佐賀労働局、管内の事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた計画です。

## 計画の期間

令和5年4月1日～令和9年3月31日

## 計画が目指す社会

### 労働者が安全で健康に働くことができる社会

- ・事業者、注文者、労働者などの関係者が自身の責任を認識し真摯に取り組む社会
- ・安全衛生対策の必要性とその経費がサービス料金に含まれることが理解される社会
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会
- ・多様な形態で働く労働者が潜在力を十分に発揮できる社会

## 計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

## 計画の実行により期待される結果

- 死亡災害については、13 次防期間と比較して 14 次防期間において 15%以上 減少する。
- 死傷災害については、13 次防期間と比較して 14 次防期間において 減少 する。

## 計画の進捗状況

- 令和5～7年の死亡災害は23人（13次防期間32人）→残り2年で4人
- 令和5～7年の死傷災害は3,846人（13次防期間6,192人）→残り2年で2,346人
- ※令和8年度の佐賀労働局の目標は、死亡者数4人以下、死傷者数コロナウイルスによるり患を除き5%以上減少（1,163人以下）

## 佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容 (アウトプット指標) 抜粋

### 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を **令和9年（2027年）までに70%以上** とする。

### 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を **令和9年（2027年）までに70%以上** とする。

### 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育をおこなっている事業場の割合を **令和9年（2027年）までに60%以上** とする。

### 業種別の労働災害防止対策の推進

- 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を **令和9年（2027年）までに45%以上** とする。

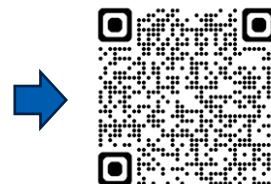
### 労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を **令和7年（2025年）までに70%以上** とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を **令和7年（2025年）までに30%以上** とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を **令和9年（2027年）までに80%以上** とする。
- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を **令和9年（2027年）までに50%以上** とする。
- 健康診断後の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を **令和9年（2027年）までに80%以上** とする。

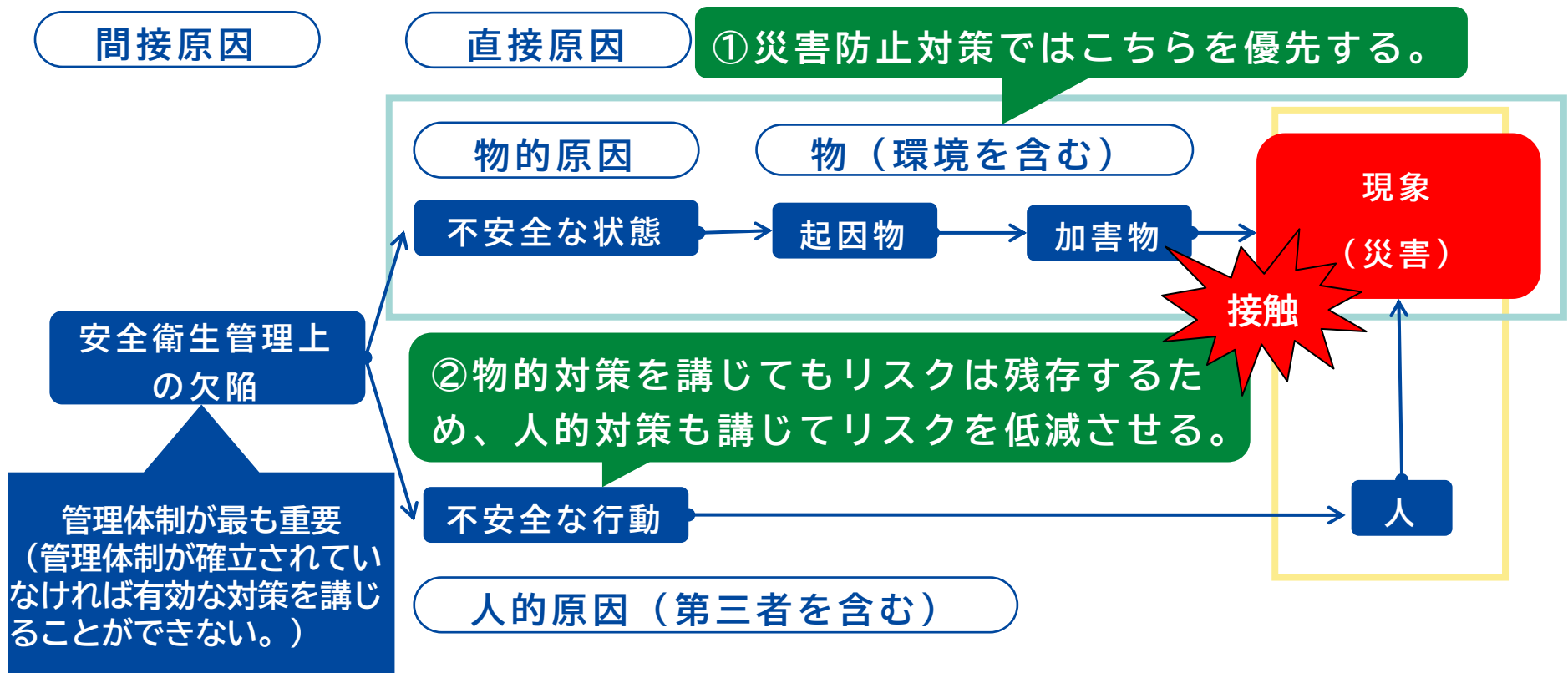
### 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を **令和7年（2025年）までに80%以上** とする。
- リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性または有害性が把握されている化学物質について、化学物質に係るリスクアセスメントを行っている事業場の割合を **令和7年（2025年）までに80%以上** とする。その上で、化学物質に係るリスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を **令和9年（2027年）までに80%以上** とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を **令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加** させる。

佐賀労働局第14  
次労働災害防止  
計画はこちら



# 労働災害発生メカニズム



## 【再発防止対策を講じる際の注意点】

- 災害の発生は、不安安全な状態と不安安全な行動の**両方を原因**とするものが極めて多いが、元を正せば、安全衛生管理体制が確立されていなかったり、安全衛生管理体制が機能していないことが原因である。
- 災害の発生原因を主に人的原因（労働者の不注意など）に求め、対策も人的対策（労働者への教育など）が中心とするものは×。
- 不安安全な行動の理由も確認し、原因の解消を図ることも重要である（「なぜ」を大事にする。）。

# 安全対策の費用対効果（参考）

安全性の向上と生産性の向上はトレードオフの関係ではありません！

安全にかけた費用は2.7倍の効果を生むとの調査結果が出ている。

安全に係る費用対効果総括表（事業場当たり平均）

| 安全に係る費用（万円）                        | 安全対策に係る効果（万円）                  |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 安全対策の費用<br>19,286                  | 安全対策に係る主要効果<br>58,067          |
| 災害の発生に係る諸費用（発生時に必要となるコスト）<br>6,368 | 安全対策に係る副次的効果（生産性向上等）<br>11,273 |
| 費用合計<br>25,654                     | 費用合計<br>69,340                 |
| 費用対効果比 1 : 2.7                     |                                |

出典：平成12年9月、中災防分析結果報告 回答事業場の労働者数の平均数は732人（有効回答139事業場）

※ 災害が発生しないと無災害記録証の授与などの制度もある。

➡労働災害は最も生産性を低下させる出来事である。安全衛生活動に取り組んで災害が発生させないことは会社の業績にも貢献している。



安全対策の経済的評価ツール  
（中央労働災害防止協会）

# 労働災害防止のためにみなさんに心掛けて欲しいこと

## 1 安全衛生活動は全員の職務である

安全衛生活動は、事業者（企業）が主体となって、事業として行うべきものですが、労働者の取組なくしては、災害を減少させることは困難です。安全衛生活動を特別なものと考えずに、業務と不可分なものと考え、職場の全員が自分の職務として日々取り組みましょう。

## 2 楽観性・正常性バイアスを意識する

人は無意識に根拠もないのに「自分は大丈夫」と考えたり、リスクを過小評価しがちです。このような思考がリスクテイキングなどの不安全行動につながります。

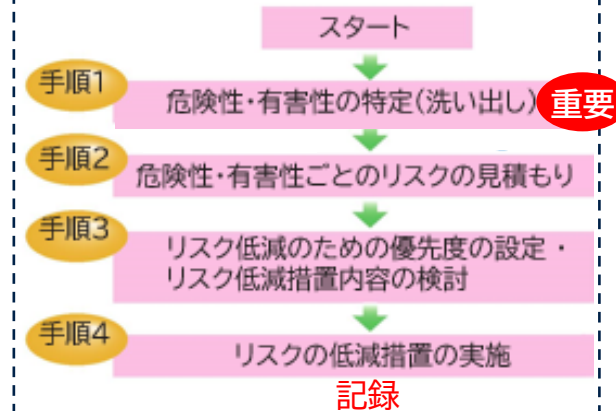
## 3 安全側で考える

安全か否かわからない場合は、危険であると考えて対処しましょう。特に機械の故障への対応などの非定常作業では意識しましょう。

# 実効性ある「リスクアセスメント」 1

- 安全とは  
許容できないリスクがないこと（ISO/IEC GUIDE 51:2014）。加えてこれを維持している状態のこと（事故がない×安全）。
  - リスクとは  
危険源ごとの負傷・疾病の重篤度と災害の発生確率を組み合わせたもの。
  - 危険源とは  
ハザードとも言い、危険性・有害性を有するもの。
  - リスクアセスメントとは  
職場の危険源を特定し、労働者が危険源と関わることによるリスクを見積もり、リスク低減のための優先度の設定（リスクの評価）、リスク低減措置の内容を検討するまでのプロセスのことで、「**リスクを見える化**」するもの。
  - リスクの見積もりとは  
「危害の大きさ（重篤度）」と「発生確率」を組み合わせたもの。
- ➡リスクアセスメントは、事故を防止するための過程を管理する**先取り型**の法令の遵守に留まらない安全衛生対策であり、終点はない。
- ➡作業手順書等を活用し、漏れなく作業を把握し、危険源を特定することが最も重要である。特に低頻度定常作業や非定常作業を見落とさないこと。

リスクアセスメント等の基本的な実施手順



「危険性又は有害性等に関する指針（いわゆる「リスクアセスメント指針」）」では、手順1～3を「リスクアセスメント」、手順4を加えたものを「リスクアセスメント等」と定義している。

リスクアセスメント等  
関連資料・教材一覧



# 実効性ある「リスクアセスメント」 2

## リスクの低減措置の優先順位

リスク低減措置の検討および実施

法令に定められた事項の実施（該当事項がある場合）

### ① 設計や計画の段階における措置

危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施行方法への変更など

本質安全化  
がベスト

### ② 工学的対策

ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置など

### ③ 管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練など

### ④ 個人用保護具の使用

※上記①～③の措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます

高

リスク低減措置の優先順位

低

## リスクアセスメント導入による効果

- ① 職場のリスクが明確になる。
- ② リスクに対する認識を共有できる。
- ③ 安全対策の合理的な優先順位が決定できる。
- ④ 残ったリスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になる。
- ⑤ 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まる。

➡管理すべきリスクが明確になる。

化学物質のリスクアセスメントについてはこちら（職場のあんぜんサイト）



運輸業等における荷役災害の

リスクアセスメントのすすめ方



厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

## 【注意点】

- リスク低減措置は、最も効果の高い①から順番に検討する。①は本質安全化と呼ばれるので、新規作業や新規設備の計画段階で行うものであるが、作業方法の見直しでも検討可能。
- ②の段階において、工学的対策としてカバーや光線式安全装置などを設けても、危険源のエネルギーが低減していなければ、重篤度は変わらない。
- ③の段階で対策を講じても、原則として見積もったリスクの点数は変わらない。➡管理を要継続（一人ひとりが決められたマニュアルの遵守など継続した取組が必要）
- ④の対策は被害を低減させるための措置であり、災害防止措置とは異なるもの。災害防止措置を講じた上で残留リスクへの対応として検討する。

# 実効性ある「リスクアセスメント」 3

リスクアセスメント実施一覧表（記載例）

| ①作業名<br>(機械・設備) | ②危険性又は有害性と発生のおそれのある災害                    | ③既存の災害防止対策                                          | ④リスクの見積もり |       |              | ⑤リスク低減措置案            | ⑥措置案実施後のリスク見積もり |       |              | ⑦残存リスクへの対応措置 |                                                   | ⑧備考               |
|-----------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------|-------|--------------|----------------------|-----------------|-------|--------------|--------------|---------------------------------------------------|-------------------|
|                 |                                          |                                                     | 重篤度       | 発生可能性 | 優先度<br>(リスク) |                      | 重篤度             | 発生可能性 | 優先度<br>(リスク) | 措置<br>実施日    | 継続的な対応措<br>置検討事項                                  |                   |
| フォークリフトによる入出荷作業 | フォークリフトの作業エリアに歩行者が進入して運転中のフォークリフトに激突される。 | ・作業指揮者（誘導者）による監視<br>・作業計画による連絡調整<br>・ラインによる作業エリアの明示 | ×         | △     | Ⅲ            | チェーンポールを設置し、歩車分離を図る。 | ×               | ○     | Ⅱ            | R7.10        | ・フォークリフトの運転者に1年に1回、能力向上教育を実施<br>・全員が反射板のついたベストを着用 | 人検知AIカメラの取付を検討する。 |

残留リスクとの共存

## マトリクスによる方法

### 負傷又は疾病の重篤度の区分

| 重篤度（被災の程度）  | 被災の程度・内容の目安                                              |
|-------------|----------------------------------------------------------|
| 致命的・重大<br>× | ・死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの<br>・休業災害（1ヵ月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの |
| 中程度<br>△    | ・休業災害（1ヵ月未満のもの）、一度に複数の被災者を伴うもの                           |
| 軽度<br>○     | ・不体災害や軽微な負傷程度のもの                                         |

### 負傷又は疾病の発生の可能性の区分

| 発生の可能性            | 内容の目安                                                     |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|
| 可能性が高いか比較的高い<br>× | ・毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの<br>・かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの         |
| 可能性がある<br>△       | ・故障、修理、調整等の非定期的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの<br>・うっかりしていると災害になるもの |
| 可能性がほとんどない<br>○   | ・危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することが滅多にないもの<br>・通常の状態では災害にならないもの   |

災害の発生確率は物的対策の有効性に依存

### リスクの見積り

| 重篤度<br>発生可能性      | 負傷又は疾病の重篤度  |          |         |
|-------------------|-------------|----------|---------|
|                   | 致命的・重大<br>× | 中程度<br>△ | 軽度<br>○ |
| 可能性が高いか比較的高い<br>× | Ⅲ           | Ⅲ        | Ⅱ       |
| 可能性がある<br>△       | Ⅲ           | Ⅱ        | Ⅰ       |
| 可能性がほとんどない<br>○   | Ⅱ           | Ⅰ        | Ⅰ       |

### 優先度の決定

| リスク | 優先度                                                                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅲ   | 直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。<br>措置を講ずるまで作業停止する必要がある。<br>十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。            |
| Ⅱ   | 速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。<br>措置を講ずるまで作業を行わないことが望ましい。<br>優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。 |
| Ⅰ   | 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。<br>必要に応じてリスク低減措置を実施する。                                    |

## □ 実施時期（リスクアセスメント指針）

1 事業者は、次の(1)から(5)までに掲げる作業等の時期に調査等を行うものとする。

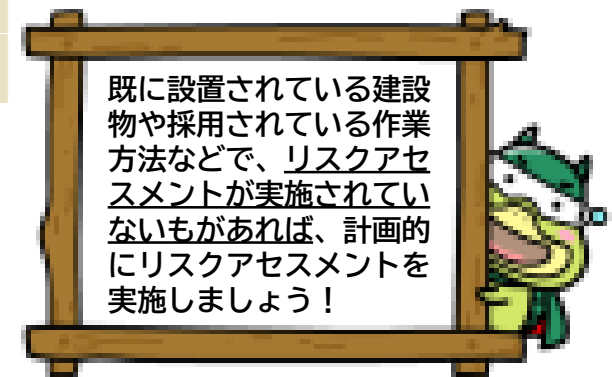
- (1) 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- (2) 設備を新規に採用し、又は変更するとき。
- (3) 原材料を新規に採用し、又は変更するとき。
- (4) 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- (5) その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれのあるとき。

① 労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合←ヒヤリハット等があれば実施

② 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合

2 事業者は、1の(1)から(4)までに掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意するものとする。

3 事業者は、1の(1)から(4)までに係る計画を策定するときは、その計画を策定するときにおいても調査等を実施することが望ましい。



# 改正労働安全衛生法等

## 1 個人事業者等の労働安全衛生対策の推進（令和8年4月1日～）

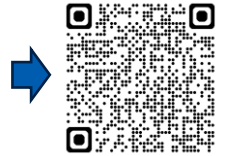
混在作業における特定元方事業者が行う連絡調整などの措置について、対象が自社や他社の労働者に加えて個人事業者などを含む作業従事者（**運送業等の出入り業者も含む。**）に拡大されました。また、建設機械や建築物の貸与者は、個人事業者等を含めて災害を防止するために必要な措置を講じなければなりません。

## 2 高年齢労働者の労働災害防止の推進（令和8年4月1日～）

事業者は、**高年齢労働者の特性に配慮**した作業環境の改善、作業管理等、高年齢労働者の労働災害の防止を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。

エイジフレンドリーガイドライン➡高年齢者の労働災害防止のための指針

高年齢労働者の  
安全衛生対  
策について



## 3 治療と就業の両立支援（令和8年4月1日～）

改正労働施策総合推進法により、事業者は、職場における治療と就業の両立支援に取り組むよう努めなければなりません。「治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）」を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

両立支援に関する各種  
資料はこちら



## 4 全ての事業場でのストレスチェック・高ストレス者への面接指導の実施の義務化（令和10年4月1日施行）

常時50人未満の労働者を使用する事業場でも、現在努力義務に留まっているストレスチェック・高ストレス者への面接指導の実施が義務となりました。



小規模事業場ス  
トレスチェック制度  
実施マニュアルな  
どはこちら



5分でできる職場のス  
トレスセルフチェック（試  
しにみんなでやってもま  
しょう）



佐賀産業保健総合支援センタ  
ーの産業保健研修会をご利用くだ  
さい。

# 荷役作業の安全対策（荷役作業安全ガイドライン）

○ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（以下「荷役作業安全ガイドライン」という。）」は、陸運事業における荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主等（荷主・配送先・元請事業者等）が取り組むべき事項を示したもの。陸運事業者は荷役作業安全ガイドラインを指針として、労働災害防止対策の積極的な推進に努めること、荷主等の施設での荷役作業の災害防止対策はその施設の設備などの環境に大きく影響されるという特徴を踏まえ、荷主等にも荷役作業の安全対策について協力することを求めている。

○ 荷役作業安全ガイドラインのポイント

【陸運事業者の実施事項】

- 安全衛生管理体制の確立等
- 荷役作業における労働災害防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

荷役災害防止担当者の氏名

『安全作業連絡書』の使用

【荷主等の実施事項】

- 安全衛生管理体制の確立等
- 陸運事業者への荷役作業の有無の事前通知
- 陸運事業者との連絡調整
- 発注担当者への改善基準※の周知  
※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
- 余裕を持った着時刻の設定
- （荷役作業を行わせる場合）安全に荷役作業を行える場所、設備の確保など

荷役作業



| 荷役     |
|--------|
| ①はいくずし |
| ②横持ち   |
| ③積み付け  |

| 運搬      |
|---------|
| ④構内     |
| ⑤構外（輸送） |

| 荷役    |
|-------|
| ①取り出し |
| ②横持ち  |
| ③はい付け |

安全作業連絡書（例）

| 発 地      |                                                    | 着 地    |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------|
| 積込作業月日   | 10月1日（月）                                           | 取卸作業月日 | 10月1日（月）                                           |
| 積込開始時刻   | 9時00分                                              | 取卸開始時刻 | 14時00分                                             |
| 積込終了時刻   | 10時00分                                             | 取卸終了時刻 | 15時00分                                             |
| 積込場所     | 1. 屋内 2. 屋外<br>① 荷主専用荷役場<br>② トラックミッド<br>3. その他（ ） | 取卸場所   | 1. 屋内 2. 屋外<br>① 荷主専用荷役場<br>② トラックミッド<br>3. その他（ ） |
| 積 品 名    | 飲料水ダンボール箱                                          |        |                                                    |
| （危険・有害性） | 有・無（ ）                                             |        |                                                    |
| 数 量      | 100箱                                               |        |                                                    |
| 総重量      | 2,000kg（20kg/個）                                    |        |                                                    |
| 積 付      | 1. バラ 2. パレタイズ 3. その他（ ）                           |        |                                                    |
| 積込作業の分担  | 1. 荷主 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同                        |        |                                                    |
| 作業人数     | 1名                                                 |        |                                                    |
| 使用荷役機械   | 有・無<br>① フォークリフト<br>② その他（ ）                       |        |                                                    |
| 免許資格等    | 1. フォークリフト 2. 玉掛け                                  |        |                                                    |

陸上貨物運送事業者の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！  
「陸上貨物運送事業者における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業者における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

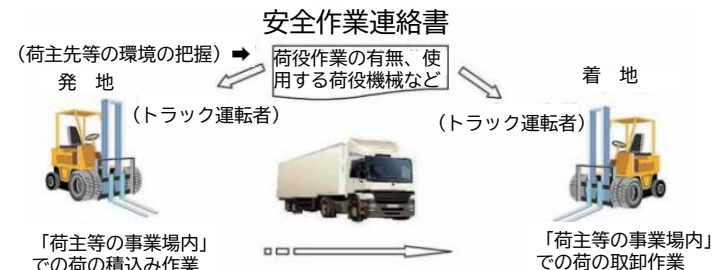
運送事業者の皆様と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

<陸上貨物運送事業者における荷役作業の安全対策ガイドライン>

このガイドラインは、陸運事業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。



荷役作業安全  
ガイドライン



# 荷役作業等の安全対策（荷主等）

- 荷主等に対しても荷役作業及び交通労働災害防止に係るガイドラインの実施事項について、チェックリストで確認を求めている。

## 荷役作業の安全対策チェックリスト

（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より）

### ① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- ☐ 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- ☐ 十分な明るさで作業している
- ☐ 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- ☐ 荷や資機材の整理整頓をしている
- ☐ 風や雨が当たらない場所で作業している

### ② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- ☐ 墜落や転落を防ぐ対策をしている  
（手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親綱等）の設置等）
- ☐ つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている  
（床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等）
- ☐ 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

### ③ 陸運事業者との連絡・調整

- ☐ 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- ☐ 荷役作業の書面契約をしている
- ☐ 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- ☐ 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※ 上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。  
詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

## 交通労働災害防止対策チェックリスト

（「交通労働災害防止のためのガイドライン」より）

### 荷主、元請事業者等による配慮

- ☐ 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- ☐ 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
- ☐ 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- ☐ 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

## 荷役作業現場のチェックリスト

| 作業                                            | チェック項目                                                                                                                                                                           | 対応状況 | 解説                                                                                                            |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 荷役作業の契約に当たって                                  | 荷の積卸し作業（荷役作業）は<br>① 荷主、運送業者のどちらが行うのか明確にしているか<br>② 運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか                                                                                                  |      | ・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと（運送引受書の発送）。<br>・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業連絡書を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。 |
| 荷役作業に用いる機械、用具について                             | 荷の積卸し作業に<br>① フォークリフト、クレーンなどを用いるか<br>② ロールボックスパレットを用いるか<br>③ 台車などを用いるか                                                                                                           |      | ・フォークリフト、クレーン等の使用に当たっては、資格が必要であること。<br>・使用するフォークリフト、クレーン等は、検査、点検等により異常がないものとする。                               |
| 荷役作業を行う場所について<br>（その1：基本的事項<br>（転倒防止の対策を含む。）） | 荷の積卸し作業を行う場所は<br>① 通行人が作業場所に立ち入ることはないか<br>② 作業に必要な十分な広さか<br>③ 整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか<br>④ 明るい場所か<br>⑤ 風・雨が当たらない場所か<br>⑥（ミラーの設置などによって）死角部分はないか                               |      | ・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。<br>・照度や通気・換気に配慮すること。                                                          |
| 荷役作業を行う場所について<br>（その2：特に墜落防止のための設備対策）         | トラックの荷台からの墜落防止のために<br>① 荷台との段差のないプラットフォームがあるか<br>② 荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか<br>③ 安全帯の取付設備はあるか<br>④ 荷台への昇降設備（昇降装置、踏台など）を用意しているか                                                    |      | ・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。                                                  |
| 作業者の服装について                                    | 荷の積卸し作業を行う者は<br>① 保護帽を着用しているか<br>② 安全靴を着用しているか<br>③ 手袋を着用しているか                                                                                                                   |      | ・保護帽は墜落・転落防止用のもの<br>・作業場所に合せて、耐滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴                                               |
| 荷台への昇降方法について                                  | 荷台への昇降時に<br>① 昇降設備（手すり付き）を用いているか<br>② 三点確保を実行しているか                                                                                                                               |      | ・三点確保：手足の4点のどれかを動かすときに残り3点が確保すること。                                                                            |
| 荷台での作業方法について                                  | 荷台での作業時に<br>① 不安定な荷の上を移動していないか<br>② ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか<br>③ 安全帯を使用しているか<br>④ 荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか<br>⑤ 荷台のあおりに乗って作業を行っていないか<br>⑥ 荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に扶まれるおそれはないか |      | ・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。                                                             |

「交通労働災害防止ガイドライン」のポイント



# 荷役作業の安全対策（墜落・転落1）

## 【荷台からの墜落防止のポイント】

- 作業は地上から行うことを基本とし、荷台上で作業させる場合は、作業床を仮設する等により作業スペースを確保する。
- 荷台上では、
  - ①あおり上端に足をかけない
  - ②背を荷台外側に向けないようにする
  - ③耐滑性のある靴を使用するなどにより作業する。

荷役災害防止対策  
（陸上貨物労働災  
害防止協会HP）



あおりに取り付ける簡易作業床の例



あおりを利用した足場の確保



移動式プラットホーム（手すりあり）

## ＜佐賀県内の災害事例（死傷病報告から）＞

- ・ 2 tトラックの荷台上で、前方から荷を積んでいた。後方確認をせずに下がったところ、足を踏み外し、高さ約0.9mの荷台から墜落した（休業見込期間6か月）。
- ・ トラック（25 t）の荷台上でパレットを引っ張っていたところ、ジョルダーから棒が抜け、その反動で、高さ約1.5mの荷台からコンクリート床面に墜落した（ヘルメット未着用、休業見込期間2か月）。
- ・ あおり上端を足を置いて荷にシートを掛ける作業をしていたところ、バランスを崩して墜落した（休業見込期間2か月）。

# 荷役作業の安全対策（墜落・転落2）

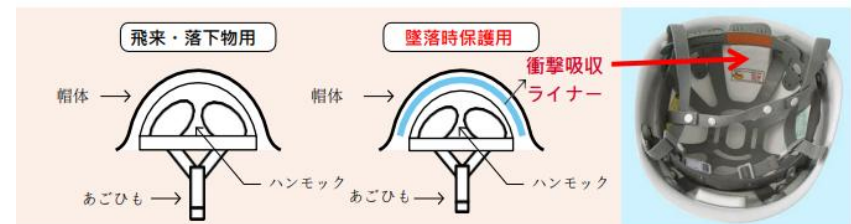
## 【保護帽（ヘルメット）使用のポイント】

- 荷役作業中は、「**墜落時保護用**」のヘルメットを常時使用する。
- 労働安全衛生規則では、最大積載量が2 t以上5 t未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）など一定の範囲の貨物自動車で荷を積み降ろす作業を行うときは、型式検定（国家検定）に合格した「墜落保護用」の保護帽を使用しなければならないと定められているが、積載量に関係なく荷台等からの墜落に備えるとともに、荷崩れや車両との接触などにも備える必要がある。

貨物自動車で荷を積み卸す作業時にヘルメットの着用が義務となる範囲  
（令和5年10月1日に範囲拡大）

|                |       | 荷台側面が構造上<br>開放、開閉可能 | それ以外         |
|----------------|-------|---------------------|--------------|
| 5トン以上          |       | 必要                  | 必要           |
| 2トン以上<br>5トン未満 | TGL設置 | 必要                  | 必要（TGL使用時のみ） |
|                | TGLなし | 必要                  | 不要           |

※TGLはテールゲートリフターの略



検定合格品には、検定合格標章が貼り付けられています。「**墜落時保護用**」の記載があることを確認しましょう。

**ここに注目！**  
荷役作業では、「飛来落下物用」しかないものは、使ってはいけません。

# 荷役作業の安全対策（墜落・転落3）

## 【墜落制止用器具の取付設備の使用】

- 荷台などに墜落制止用器具の取付設備を設置し、墜落制止用器具を使用する。

タンクローリー上部での作業時の墜落防止のため、屋外作業場の建屋天井部に取付設備を設置（「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル（パンフレット）」から）

荷台上に墜落制止用器具のフックを掛けるための親綱とその支柱を設置（「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集（亀戸労働基準監督署）」から）



（参考）被災防止用マットの設置  
万が一、トラック荷台から墜落した場合の緩衝となる。

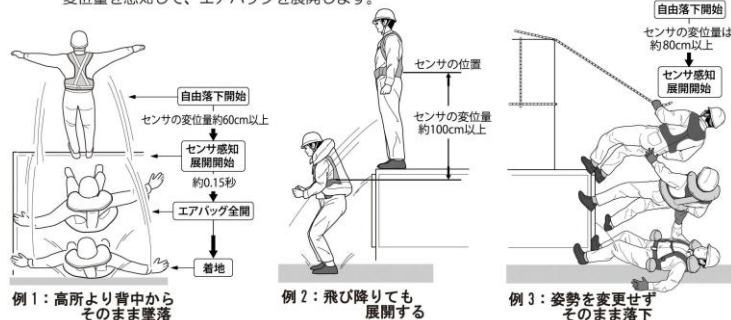


## 【エアバッグ搭載ライフジャケットの使用】

- センサーが墜落を感知するとエアバッグが開き、墜落時の衝撃を軽減する。

以下の状況でエアバッグが展開します

\*説明 センサは自由落下（重力以外の力を受けずに運動している状態）より、センサが一定の変位量を感じて、エアバッグを展開します。



SAFEコン  
ソーシア  
ムポータル  
サイト  
（写真）

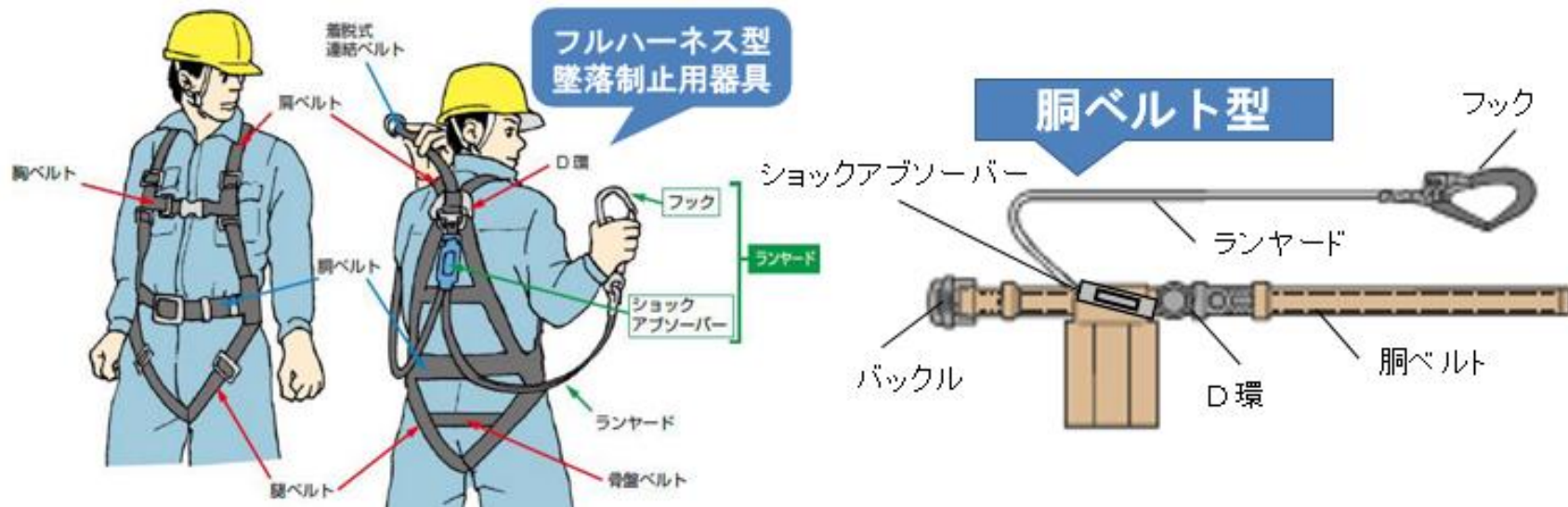


資料、写真は鹿島建設(株)九州支店提供

# 荷役作業の安全対策（墜落・転落4）

## 【墜落制止用器具の使用】

- 高さ2 m以上の場所で作業を行う場合には、作業床を設け、その端部には手すりや囲いなどを設けることにより墜落防止措置を講じることが原則であるが、そのような措置を講じることが困難な場合には、労働者に墜落制止用器具を使用させる等による墜落防止措置を講じなければならない。
- 墜落制止用器具はフルハーネス型を原則とするが、墜落時にフルハーネス型では地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用が認められる。
- ➡ 高さが6.75mを超える箇所はフルハーネス型のみ使用可、5 mを超える箇所はフルハーネス型の使用を推奨（墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン）



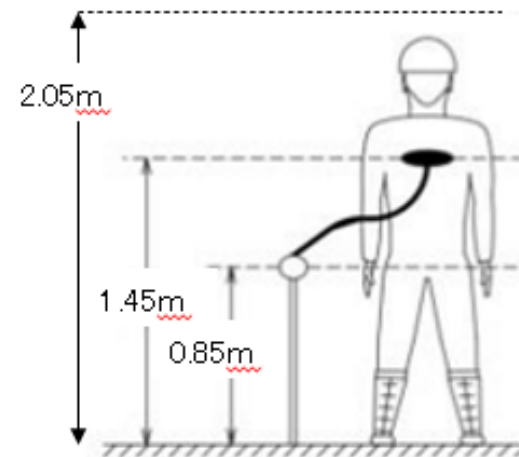
# 荷役作業の安全対策（墜落・転落5）

## 【5m未満でもフルハーネス型を有効とするには】

- フルハーネス型は、胴ベルト型と比較して、墜落した際、捕捉機能が高い、身体への衝撃が分散される、宙吊り時の態勢が安定しているという点で優れている。
- ランヤードを取り付けるD環の位置は、フルハーネス型が1.45m、胴ベルト型が0.95mであり、標準的な使用条件下（フックの取付け高さ0.85m、ランヤードの長さ1.7m）における床面からの落下距離は、フルハーネス型4.3m、胴ベルト型3.5mとなる。
- フルハーネス型でも、①フックの取付位置を高くすること、②ロック機能付きのランヤードを使用することで、落下距離を大きく低減できる。

日本安全帯研究会が行った試験結果  
（フルハーネス型）

| フック取付高さ | 落下距離    |       |
|---------|---------|-------|
|         | ロック機能付き | ロープ式  |
| 0.85m   | 2.77m   | 3.33m |
| 1.45m   | 2.11m   | 2.49m |
| 2.05m   | 0.88m   | 1.35m |



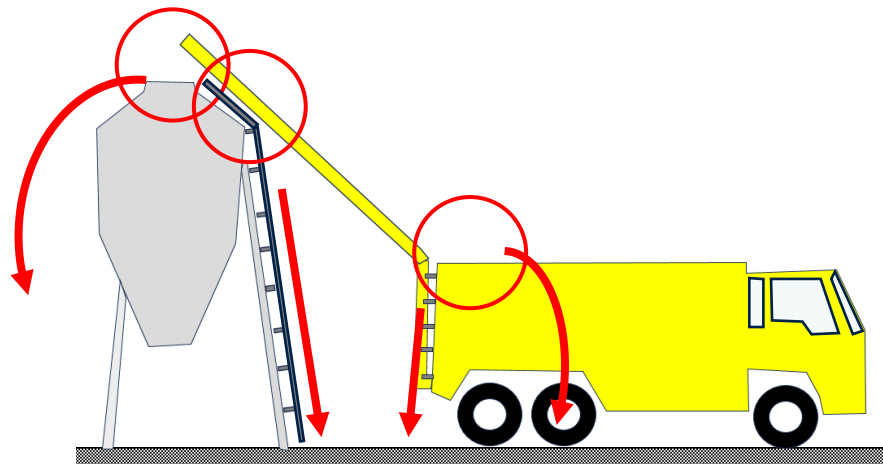
### 【注意】

高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型を用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）については、特別教育を行う必要がある。

# 荷役作業の安全対策（墜落・転落6）

## 【バルク車による作業】

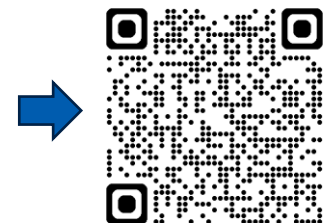
- 飼料の配送業務において、バルク車や飼料タンクからの墜落災害が発生している。飼料タンクは高さが5mを超えるものもあることから、墜落した場合は重篤な災害となる可能性が高い。
  - 施設管理者等において、以下のような対策を講じることが望まれる。
    - ① 高所作業が生じないように、残量確認や蓋の開閉等を地上から行えるようにする。
    - ② 飼料タンクのはしごを使用する際の墜落を防止するため、垂直親綱、安全ブロック等の設置する。
    - ③ タンク上部に墜落制止用器具の取付設備を設置する。
- また、以下のような対策が必要である。
- ① やむを得ず飼料タンクに上がる場合は、予め作業前に作業場所の状況を確認し、リスクアセスメント等を実施する。
  - ② 作業者に、保護帽、墜落制止用器具（垂直親綱の口リップ等が取り付け易いように墜落制止用器具にD環延長ベルト等の追加）、耐滑性のある靴を使用させる。



## <佐賀県内の災害事例（労働者死傷病報告から）>

- ・ 高さ3.8mの飼料タンクの蓋を開けるため、はしごを昇っていて、墜落した（発見状況から推定、死亡）。
- ・ バルク車の飼料の残量を確認しようと車両後部のはしごを昇っていたところ、足を滑らせ墜落した（休業見込期間1か月）。

「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について



# 荷役作業の安全対策（墜落・転落7）

## 【昇降設備】

- 陸上貨物運送業における荷役作業中に発生した労働災害において、「荷台から降りる時」など昇降時に発生したものが突出して多い。
- 最大積載荷重が2 t以上の貨物自動車への荷の積卸作業の際は、床面（路面）と荷台の間及び**床面と荷の上面との間**を昇降するための設備を設けなければならない、作業者はこれを使用しなければならない（一般的なルールは、高さ1.5mを超える箇所での作業の際は、昇降設備の設置が義務）。

## 【安全な昇降設備の要件】

- 床面から踏面（2段以上の場合は段差ごと）の段差が50cm以内であること。
- 両足を置ける踏面幅であること。
- 踏面表面上に滑り止め加工がされていること。
- 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること。

など

## 【昇降方法】

- **飛び降り**は**厳禁**！荷や荷台、トラックの運転席への昇降や乗降の際は、三点支持（両手・両足の4点のうち3点で身体を支えること）を徹底すること。
- 降りる時は後ろ向きで降りること。

### 昇降設備の例

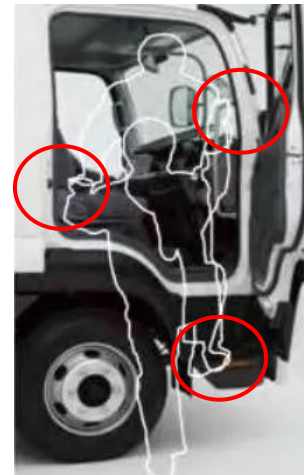
格納式ステップ



サイドステップ



手すり付き荷  
台用ステップ



出所：国土交通省



トラックの荷  
台からの転落  
を防ぐために



# 荷役作業の安全対策（フォークリフト 1）

- フォークリフトは、運転者が直に操作する機械であるため、機械のみで安全を確保することは困難であり、作業ルールを定め、これに従って作業を行うことや運転者には一定の技能を有する者を充てることなど作業管理面からの対策も重要となる。

## 【フォークリフト作業のポイント】

### 【管理面】

① 作業計画の作成、周知（安衛則第 151 条の 3）

作業場所の広さ及び地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適合した作業計画を定めなければなりません。

② 作業指揮者の選任（安衛則第 151 条の 4）

フォークリフトのような車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、この作業計画に基づいて荷役作業等を行わなければなりません。（複数人で作業では必須）

③ 就業制限（安衛法第 61 条、同施行令 20 条第 11 号）

フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ、フォークリフト作業に従事させてはなりません（最大荷重 1 トン以上の場合）。

④ 職場巡視の実施（安衛則第 6 条）

フォークリフト作業を行っている場所等について、作業者による不安全な行動がないかなど、安全管理者は定期的に職場巡視を実施する必要があります。安全管理者が選任されていない事業場でも職場巡視をすることが望まれます。



### 【物・人の面】

① 点検・定期自主検査の実施（安衛則第 151 条の 21、同 151 条の 24、同 151 条の 25）

フォークリフトについては、作業開始前点検、定期自主検査（月次、年次）を実施しなければなりません。1 年以内ごとに行う定期自主検査（年次）は、特定自主検査と呼ばれ、一定の資格のある者が行う必要があります。

② 接触の防止（安衛則 151 条の 7）

フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立ち入りを禁止しなければなりません。このため、運行経路と歩道の分離、立ち入り禁止区域の設定、標識の設置などを行うことが必要です。**+ 荷のつり上げ、労働者の昇降など主たる用途以外に使用しないこと。**

③ 安全教育の実施（安衛法第 60 条の 2） **積極的な能力向上教育の実施**

フォークリフト運転業務従事者に対して、定期的な安全教育を実施するよう努めなければなりません。

④ リスクアセスメント等の実施（安衛法第 28 条の 2）

フォークリフトに関係する作業について、その作業に潜む危険性を事前に把握し、危険性の程度（リスク）の低減を図る安全衛生管理手法である「リスクアセスメント」を実施するよう努める必要があります。



以上の措置のほか、以下の措置も確実に講じる必要がある。

- ・ 最高速度が毎時 10km を超える場合は、作業場所に応じた適正な制限速度を定めること。
- ・ 運転席から離れる際はエンジンを停止させ、フォークを最低降下位置に置くこと。
- ・ パレット等は荷の重量に応じた十分な強度を有し、著しい損傷などが無いものを使用すること。

加えて、運転者・周辺で作業を行う者に保護帽や視認性のよい服装を着用させる、フォークリフトにはブザーやパトライトを設ける、運転中は運転席から身を乗り出さない、シートベルトを着用するなどの対策も必要となる。

# 荷役作業の安全対策（フォークリフト 2）

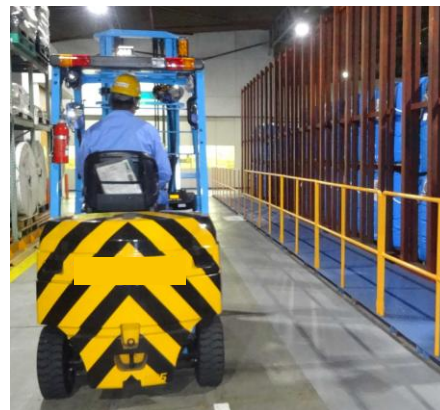
## ○ 佐賀県内で過去10年間（平成28年～令和7年）に発生したフォークリフトによる死亡災害の概要

| 発生年   | 業種    | 性別 | 年齢   | 事故の型 | 起因物     | 発生状況                                                                                 |
|-------|-------|----|------|------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成30年 | 建設業   | 男  | 30歳代 | 転倒   | フォークリフト | 資材置場において、空荷でフォークリフトを運転中に横転し、フォークリフトの下敷きになった。                                         |
| 令和2年  | 貨物取扱業 | 男  | 60歳代 | 激突   | フォークリフト | リーチ式フォークリフトで後進中、フォークを上げた状態であったため、マスト部分が上部の構造物に接触し、反動で運転台から進行方向に転落した。                 |
| 令和3年  | 製造業   | 男  | 60歳代 | 激突され | フォークリフト | 木材の廃材を集積する作業を行うため廃材置場を通行していたところ、廃材を搬入しに来たフォークリフトにはねられた。                              |
| 令和5年  | 製造業   | 男  | 60歳代 | 激突され | フォークリフト | 事業場敷地内において、荷受け作業中、被災者は搬入トラックからフォークリフトに積荷を移す作業の補助を行っていたが、歩行中に方向転換し後退してきたフォークリフトにひかれた。 |

## ○ フォークリフトに関する安全対策例



2 m先の路面をLED ライトで照射



柵を設けて物理的に歩車分離

フォークリフト用の  
人検知AIカメラなど  
もあります。



# 荷役作業等の安全対策（移動式クレーン）

## 【転倒等への対策】

- 予め作業場所の地盤の状況を調査し、当該地盤において使用する移動式クレーン及びつり荷（最大）を支持できる敷鉄板を準備すること。
- 転倒を防止するための方法や作業に携わる労働者の配置などを示した作業計画を作成し、同計画に従って作業を行わせること。
- 水平な場所で、アウトリガーを最大に張り出して、敷鉄板の中央の位置に設置するとともに、作業開始前に設置状況を確認すること。
- 過負荷防止装置※については、作業中は解除できないよう過負荷防止装置解除キーは作業指揮者等が保管すること。

※つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、構造規格の改正により平成31年3月以降製造されたものには過負荷防止装置が搭載されているが、今も当該装置のないものも使用されており、この場合は荷重計が示す重量が荷重指示計（ジブの側面に取付）を超えない範囲で使用する。

- 一定の合図を定め、合図は運転者へ確実に伝わる方法で行うこと（視覚と聴覚で）。
- つり上げ作業中は、移動式クレーンの作業範囲内に立ち入れないようバリケード等により、作業場所を隔離し、人払いを確実に行うこと。

## 【+組立・解体・調整作業時の対策】

- ジブの解体時等ではジブを支持又は固定すること。
- 安全な作業方法を示した作業手順書を定め、これを遵守させること（ジブ上では危険な作業はできる限り避けること。）。
- 作業指揮者を選任し、作業指揮、保護具の使用状況の監視（墜落制止用器具は安全な場所につけさせる。）等を行わせること。
- 強風等悪天候の場合は作業を中止すること。 など



# 荷役作業の安全対策（玉掛け作業）

- 玉掛け作業に関する作業計画に基づき、作業に携わる有資格者（つり上げ荷重が1 t以上のクレーン等の玉掛け業務は玉掛け技能講習、1 t未満なら玉掛け業務の特別教育が必要）の中から「玉掛け作業責任者」を決めて、つり荷の質量、作業場所の状況、作業員の配置、玉掛けの方法等について、作業開始前に打合せを行わせ、全員に周知すること（玉掛け作業の安全に係るガイドライン）。
- 玉掛け用具について作業前点検を行い（予め構造や直径を把握しておくこと）、損傷の有無を確認し、損傷があるものは使用しないこと。

## 【玉掛け用ワイヤロープの点検方法及び判定基準】

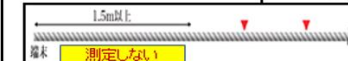
- 1、最も負荷（最も過重のかかっていた場所）を測定する。
- 2、山を測る。●人による誤差が大きい。
- 3、三回測定する。

### 玉掛けの測定で必要事項

1、山？ 谷？

2、測る箇所

3、測る回数



状態に応じた測定

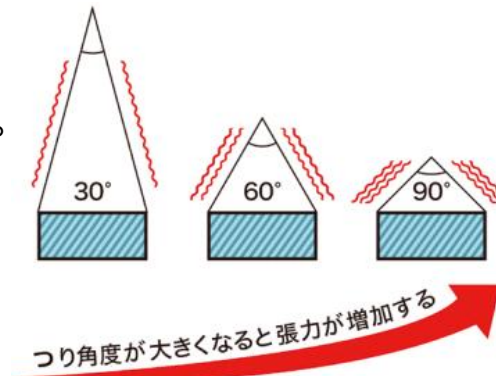
最も使用している箇所(最負荷箇所)を測定

| 点検部分    | 点検方法                          | 判定基準                                         |
|---------|-------------------------------|----------------------------------------------|
| ワイヤロープ部 | 1 ワイヤロープ1より間の素線の断線の有無を目視で調べる。 | 1 素線の数の10%以上の断線がないこと。                        |
|         | 2 ワイヤロープの磨耗量をノギス等で調べる。        | 2 直径の減少が公称径の7%未満であること。                       |
|         | 3 ワイヤロープのキンクの有無を目視で調べる。       | 3 キンクがないこと。                                  |
|         | 4 ワイヤロープの変形の有無を目視で調べる。        | 4 著しい変形がないこと。                                |
|         | 5 ワイヤロープのさび、腐食の有無を目視で調べる。     | 5 著しいさび、腐食がないこと。                             |
|         | 6 アイ部の変形の有無を目視で調べる。           | 6 著しい変形がないこと。                                |
|         | 7 アイの編み込み部分の緩みの有無を調べる。        | 7 緩みがないこと。                                   |
| 圧縮止め部   | 1 合金の磨耗量及び傷の有無をノギス等で調べる。      | 1 合金の厚みが、元の厚みの $\frac{2}{3}$ 以上あり、著しい傷がないこと。 |
|         | 2 合金部の変形及び広がりの有無を目視で調べる。      | 2 著しい変形、広がりがいないこと。                           |

※安全荷重 =  $\frac{\text{切断荷重} \times \text{つり本数}}{\text{安全係数} \times 1 \times \text{張力増加係数} \times 2 \times 9.8}$  (t)

※1 玉掛けワイヤロープの安全係数は6  
※2 つり角度が増加すると張力も増加

- つり荷の質量が玉掛け用具の安全荷重※の範囲内であるか確認すること。
- つり角度は60度以内とすること。
- 荷の角に当て物を施すこと。
- 玉掛け方法等を問わずつり荷の下及びその周辺を立入禁止とすること。
- つり荷が落下しないようつり袋などを使用すること。
- 揺れたつり荷に近づかないこと。



玉掛け作業の安全に係るガイドライン

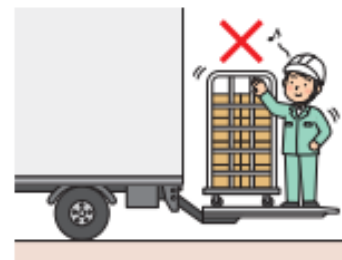


# 荷役作業の安全対策（テールゲートリフター）

- テールゲートリフターに関する労働災害は、令和2年に陸運業で発生した 15,815 件のうち、330 件発生している。そのうち昇降板上から落下した災害が4割を超えており、約6割がテールゲートリフターの不適切な取扱いによるものであった。

## 【注意点】

- 平坦な場所で使用すること。
- 荷の積卸しの際は昇降板と床面との間に段差が生じないようにすること。
- 昇降板上の荷が動かないようストッパーを用いるなどして固定すること。
- テールゲートリフターの昇降時は、原則として昇降板に人を搭乗させないこと。
- 荷を積み卸す作業において、貨物自動車のテールゲートリフターの操作を行う労働者に対し、特別教育を実施すること（令和6年2月1日から）。



## ◆ 特別教育カリキュラム

| 科 目                   | 範 囲                                             | 時間      |
|-----------------------|-------------------------------------------------|---------|
| テールゲートリフターに関する知識      | テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法<br>テールゲートリフターの点検及び整備の方法 | 1.5時間以上 |
| テールゲートリフターによる作業に関する知識 | 荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止         | 2時間以上   |
| 関係法令                  | 法、令及び安衛則中の関係条項                                  | 0.5時間以上 |
| 実 技 教 育               | テールゲートリフターの操作の方法                                | 2時間以上   |

<佐賀県内の災害事例（労働者死傷病報告から）>

- ・先に下していた台車（ロールボックスパレット）のストッパーが十分に効いておらず台車が動き出したため、それを止めようとしてテールゲートリフターの昇降板（高さ30cm）から降りる際に躓き、地面に転落したもの（休業見込期間3か月）。

◆ 特別教育の科目の全部または一部について十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略することができます。

| 科 目                   | 省略することができる者 | 荷役ガイドラインに基づく荷役作業従事者教育(教育内容にテールゲートリフターを含むもの)受講者 | 陸災防が令和4年度に実施した、「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」受講者 | 令和6年2月1日時点において荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に、6月以上従事した経験を有する者 |
|-----------------------|-------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| テールゲートリフターに関する知識      | 省略可         | 省略不可                                           | 45分以上<br>受講必要                                            |                                                            |
| テールゲートリフターによる作業に関する知識 | 省略可         | 省略可                                            | 省略不可                                                     |                                                            |
| 関 係 法 令               | 省略不可        | 省略不可                                           | 省略不可                                                     |                                                            |
| 実 技 教 育               | 省略不可        | 省略不可                                           | 1時間以上<br>の受講必要                                           |                                                            |

# 荷役作業の安全対策（荷崩れ等）

- 荷の均等な積載、ロープ、シート等による固定・固縛
- ロープを解く、あおりを下ろす、荷室の扉を開ける等の前に荷台上の荷の落下のおそれがないことを確認
- 不適切な荷掛け用繊維ロープの使用禁止と同ロープの点検
- 作業指揮者の選任と作業指揮等の職務の徹底（法的には一の荷でその重量が100 kg以上のものの貨物自動車等への積卸し作業が対象）
- 荷役作業場所への立入禁止
- 中抜き禁止
- 保護帽の着用
- 高さ2 m以上のはいについては「はい作業主任者」選任等
- 積み上げる高さの上限を設定、高い場所での荷の取扱いの際は適切な作業台を使用

など

## 【ロールボックスパレット】 災害多い

### ロールボックスパレット

#### 使う前の5つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

#### 作業前点検リスト

| 確認日                      | 年 | 月 | 日 | 確認担当者名 |
|--------------------------|---|---|---|--------|
| <input type="checkbox"/> |   |   |   |        |
| <input type="checkbox"/> |   |   |   |        |
| <input type="checkbox"/> |   |   |   |        |
| <input type="checkbox"/> |   |   |   |        |
| <input type="checkbox"/> |   |   |   |        |
| <input type="checkbox"/> |   |   |   |        |
| <input type="checkbox"/> |   |   |   |        |

**倒れそうになったら無理に支えず逃げる**

人が支えられる重さではありません。とにかく身を守ることが優先です

**停止時は必ずキャスター止を使用すること**

わずかな傾き、風でもパレットが勝手に走り出すことがあります

**原則として、傾いた場所では使用しないこと**

わずかな傾きでもパレットが思わぬ方向に動き、転倒するおそれがあります

**両手で持って運搬すること**

片手で引っ張ると、止める時にパレットをコントロールできず止められないことがあります

**作業にふさわしい装備をすること**

手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

段差にも要注意

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

### 安全に作業するための8つのルール

とても便利なロールボックスパレットですが、下置きや手足の負傷による事故などが多発しています。

ロールボックスパレットは、たて横にも使われる人の運搬機です。横に置いた場合は、荷が落ちるおそれがあります。荷が落ちると、荷が落ちてくる方向に走り出すことがあります。このように、荷の落下や荷の動きによる負傷を防ぐことが重要です。

安全に作業するための8つのルールを、このマニュアルで詳しく説明しています。必ず読んで、安全に作業してください。

このマニュアルは、労働安全衛生法に基づいて作成されています。必ず読んで、安全に作業してください。



ロールボックスパレットは必ず両手で行いましょう。操作方法は「押し」「引き」「よこ押し」の3種類があります。状況に応じてこれらを併用しましょう。

パンフレット「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル安全に作業するための8つのルール」もご確認ください。



# 荷役作業等の安全対策（腰痛）

- 重量物の取扱いは、機械による自動化や台車、昇降装置などの使用による省力化を図る。
- 人力により取り扱う重量物の重量を制限する。満18歳以上の男性は体重の概ね40%、満18歳以上の女性は男性が取り扱う重量の60%程度とする。＜例 体重60kgの女性の場合  $60\text{kg} \times 0.4 \times 0.6 = 14.4\text{kg}$ ＞
- 取り扱う重量物の重量があらかじめわかるように表示する。
- 作業時間の限度を定める。
- 重量物の取扱いは適切な作業姿勢で行う。床面から重量物を持ち上げる場合、片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにする。
- 重量物を抱えた状態で方向転換する際は体をひねらずに、足全体で向きを変える。
- シートを適切な高さ、角度に調節するとともに、クッション等を使用して座席を改善し、腰への負担を減らす。
- ストレッチを中心とする腰痛予防体操を行う。
- 腰痛健康診断を実施する。**重量物の取扱い作業等は指導勧奨による特殊健康診断の対象**
- 腰痛予防に関する労働衛生教育を実施する。 など



陸上貨物運送事業の事業者の皆さまへ

## 重量物取扱いや運転業務による腰痛を予防しましょう

陸上貨物運送事業では、労働災害としての腰痛で、毎年500～600人もの方が4日以上休業しています。年齢別では、40歳未満の方の被災率が高くなっています。厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」（以下「指針」）で、重量物取扱い作業などでの腰痛予防対策を示していますので、指針に基づく組織的な腰痛予防のための取組みをお願いします。

### 職場でこのようなことはありますか？

| 業種      | 年代  | 労働災害の例                                                                     |
|---------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 道路貨物運送業 | 40代 | 搬入先での商品の仕分け作業で、中腰の姿勢で商品を持ち上げたところ、腰を痛めた。（休業10日（見込み））                        |
| 道路貨物運送業 | 60代 | 商品の積み込み作業で腰に違和感を覚えたが、休むほどの痛みではなかったため、そのまま長距離運転をしたところ、腰の痛みが増した。（休業6か月（見込み）） |
| 陸上貨物取扱業 | 30代 | 荷下ろし作業で、商品をパレットに載せる際に荷物を持ったまま膝をひねったため、腰を痛めた。（休業7日（見込み））                    |
| 陸上貨物取扱業 | 40代 | 営業所内で、配送用のワゴンを中腰の姿勢で引いたところ、腰を痛めた。（休業14日（見込み））                              |

### 腰痛予防対策のポイント

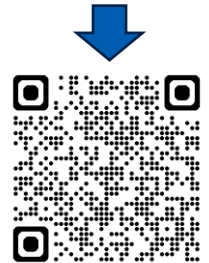
#### <労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業管理・作業環境管理・健康管理の3つの管理と、労働衛生についての教育を総合的・継続的に行うことが重要です。

- ① 事業場のトップが、腰痛予防対策に取組む方針を表明し、衛生管理者、安全衛生推進者を中心に対策実施組織を確立しましょう。
- ② 重量物取扱い作業などについて、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。  
※指針に「車両運転等の作業におけるアクション・チェックリスト（例）」がありますので、活用してください。
- ③ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討しましょう。健康診断、教育にも取組みましょう。



## 腰痛予防対策



## 職場における腰痛予防対策指針及び解説



# 貨物自動車の安全対策（逸走・後退時）



○ 運転位置から離れる場合は、貨物自動車の逸走を防止するため、

①荷役装置を最低降下位置に置くこと。

②原動機（エンジン）を止めること。

③ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講じること。

が義務付けられているが（労働安全衛生規則第151条の11）、

- ・ エンジンを止めると荷役装置を動かせない貨物自動車では、運転者一人だけで荷役作業を行うことはできない。

- ・ 荷役装置の一種であるテールゲートリフターは収納位置が必ずしも最低降下位置ではない。

というような実態があることから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、①と②の義務は適用除外となる。

③については、ブレーキが十分にきかないなどの状況も想定し、ブレーキをかけることに加えて輪留めなどの措置を講じる（逸走防止措置4点セットの実施）。

○ 貨物自動車後退時、転倒又は転落のおそれがあるなどの場合、誘導者を配置して誘導させなければならないが、誘導者が被災することがないよう、

- ・ 合図を定めて、運転者は誘導者の合図に従って後退すること（笛などの音声だけでなく旗等を併用することが望ましいこと。）。

- ・ 誘導者は貨物自動車から十分な距離をおき、かつ、運転者が見える位置で誘導すること。

- ・ 運転者は誘導者を目視してから後退すること。

- ・ 誘導者は視認性の高い服装を着用すること。 など

<佐賀県内の災害事例（労働者死傷病報告から）>

- ・ トラック（3 t）を駐車させ、運転者が降りたところ、当該トラックが前方へゆっくりと動き出したため、咄嗟に手で制止しようとして、駐車中の別の車との間挟まれたもの（他業種・休業見込期間1か月）。

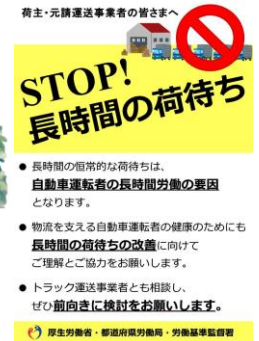
- ・ 工事現場にてミキサー車をポンプ車に接近させるため、誘導者は車両間に入って誘導していた。誘導者は「ストップ」と言ったが、ミキサー車は後退を続け、ミキサー車とポンプ車の間に挟まれたもの（他業種・休業見込期間2か月）。<sup>30</sup>

# 貨物自動車の安全対策（交通労働災害防止）

- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準」という。）」の範囲内での走行  
➡時間外・休日労働は36協定の範囲内とし、かつ、拘束時間、休息期間、運転時間、休日労働が改善基準に反しないこと。
- 「交通労働災害防止ガイドライン」を指針とした取組  
➡管理体制、適正な労働時間等の管理・走行管理、教育の実施、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主・元請事業者による配慮、健康管理
- IT機器を活用した走行状態・運行状態の管理、走行計画の変更等  
➡遠隔でのリアルタイムによる指導等
- ウェアラブルデバイスを用いた自動車運転者の健康管理  
➡一人作業における労働災害防止対策
- 視力トレーニング  
➡動体視力の維持・向上（特に高年齢自動車運転者）



など



## 主な改善基準告示の内容

|             |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1年・1か月の拘束時間 | 1年 3,300時間以内<br>1か月 284時間以内                                                                                                                                                                | 【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①、②を満たす必要あり）<br>1年 3,400時間以内<br>1か月 310時間以内（年6か月まで）<br>①284時間超は連続3か月まで<br>②1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める |
| 1日の拘束時間     | 13時間以内（延長する場合であっても上限は15時間、14時間超は週2回までが目安）<br>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、16時間まで延長可（週2回まで）<br>※1 1週間における運行が全て長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合）                 |                                                                                                                                 |
| 1日の休息期間     | 継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない<br>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、継続8時間以上（週2回まで）<br>休息期間のいずれかが継続9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える                                                              |                                                                                                                                 |
| 運転時間        | 2日平均1日 9時間以内<br>2週平均1週 44時間以内                                                                                                                                                              |                                                                                                                                 |
| 連続運転時間      | 4時間以内<br>運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の運転の中断が必要<br>運転中断時には、原則として休憩を与える<br>運転の中断は、1回おおむね連続10分以上とした上で分割可（合計30分以内）<br>10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない<br>【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可 |                                                                                                                                 |
| 休日          | ・休息期間+24時間、いかなる場合でも30時間を下回することは不可<br>・休日労働は2週に1回以内                                                                                                                                         |                                                                                                                                 |

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



交通労働災害を防止するために



長時間の荷待ちに関する情報メール窓口



# 職場の熱中症対策 1

1 災害発生状況（休業4日以上死傷者数は約4割増加、死亡者数は約4割減少）  
 全国での令和7年の職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は1,803人（前年比546人・約43%増）で、統計開始以来最多となったが、熱中症による死亡者数は19人（前年比12人・約39%減）であった。

2 労働安全衛生規則に規定されている主な措置

- ① 暑熱、多湿等の屋内作業場で有害のおそれがあるもの※1は、冷房等適当な温湿度調節の措置を講じること。
- ② 熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制を整備すること。※2
- ③ 熱中症の重篤化を防止するための措置の内容と手順を定めること。※2  
 →回復しない場合は躊躇なく医療機関へ搬送する。
- ④ ②、③の体制や手順等を関係者へ周知すること。※2
- ⑤ 著しく暑熱、多湿等有害な作業場は、作業場外に休憩の設備を設けること。※3
- ⑥ 多量の発汗を伴う作業場は、労働者のための塩及び飲料水を備え付けること。
- ⑦ 負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、備付け場所及び使用方法を労働者に周知すること※4

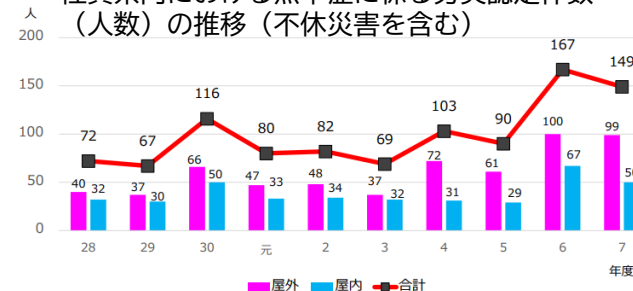
※1 「暑熱、多湿等の屋内作業場で有害のおそれがあるもの」には、②の「熱中症のおそれを生じさせる作業（「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業）」が含まれる。

※2 ②～④は、令和7年6月の職場の熱中症対策強化によるもの。

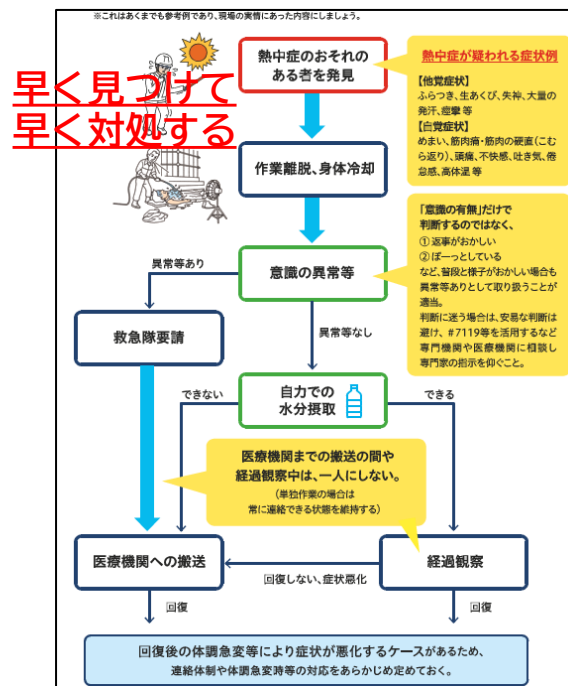
※3 ⑤は、直射日光を遮る、冷房設備を設置する、ミストファンを使用する等により、休憩設備の内部の温室度を低下させる措置を講じることが望ましい。

※4 熱中症が疑われる場合の応急処置に使用するものが含まれると考える。

佐賀県内における熱中症に係る労災認定件数（人数）の推移（不休災害を含む）



熱中症のおそれのある者に対する処置の例



（一社）日本救急医学会  
 スマートフォン用熱中症診断支援アプリケーション



# 職場の熱中症対策2

## 1 令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

**STOP! 熱中症**  
クールワークキャンペーン



**重点取組期間**  
7月  
**にすべきこと**

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

5月～9月 キャンペーン期間にすべきこと

|                                   |                                          |
|-----------------------------------|------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減  | <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取        |
| <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮  | <input type="checkbox"/> 休憩場所の整備         |
| <input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応 | <input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認 |

↑  
長期の休みの後も要注意



## 2 職場における熱中症防止のためのガイドライン（令和8年3月公表）

【ガイドラインのポイント】

（体制整備、必要な設備の整備を行いましょ！）

- ➡ 体調不良時の報告体制、重篤化防止措置の手順を整備し、周知しましょう。
- ➡ WBGT 指数計や、休憩所等の整備を行いましょ。

（リスクに応じた対策を検討しましょ！）

- 対策例
- ➡ 作業場所の WBGT 値の低減、風通しの良い衣服の採用。
  - ➡ 作業負荷の軽減、休憩の取得。
  - ➡ 定期的な水分・塩分の摂取。
  - ➡ 暑熱順化、健康状態の確認。

（熱中症リスクを適切に把握しましょ！）

- ➡ WBGT 値を把握し、着衣補正を行い、身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値と比較しましょ。
- ➡ WBGT 基準値よりも高い場合は熱中症予防対策を実施しましょ。

（教育研修を行いましょ！）

- ➡ 管理者、職長、作業者等、立場に応じた教育研修を実施しましょ。

## 3 対策例（写真は鹿島建設（株）九州支店提供）



携帯用のWBGT測定器により常に暑さ指数を把握



ウェアラブルデバイスにより自分の体調を把握



熱中症リスクAI判定カメラで顔の状態から体調を判定



令和8年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」等  
（佐賀労働局ホームページ）



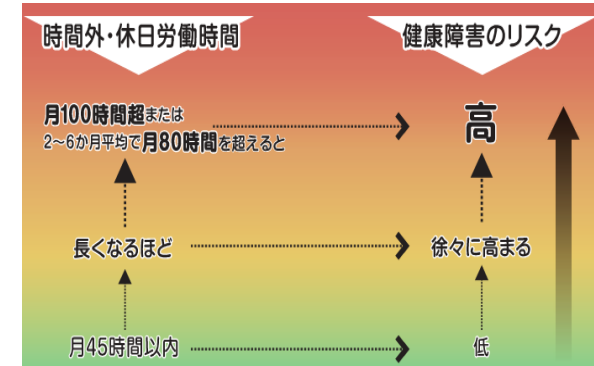
「職場における熱中症防止のためのガイドラインを参考に」（リーフレット）

# 過重労働による健康障害防止

- 長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られているとともに、精神障害発症の原因ともなり得る。

①発症前 1 か月間に100時間 又は 2～6 か月間平均で1 か月80時間 を超える時間外・休日労働は業務と発症の関連性が強い。

②発症前 1～6 か月間平均で1か月45時間以内の時間外・休日労働は、業務との発症の関連性が弱いですが、それを超えて長くなるほど関連性が徐々に強まる。

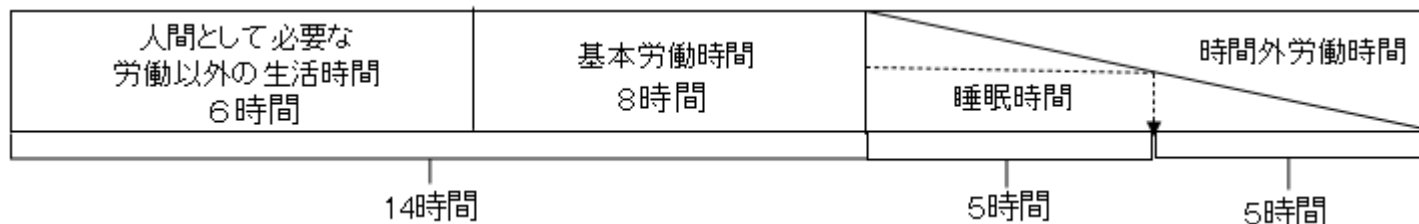


➡36協定の限度は原則 1 か月45時間、特別条項による場合でも休日労働を含めて 2～6 か月を平均して1か月80時間以内、単月100時間未満（自動車運転の業務等は別に上限あり）

## ○ 時間の根拠

- ①100時間：1日5時間程度の睡眠が確保できない状態（1日5時間程度の時間外労働）
- ② 80時間：1日6時間以下の睡眠となる状態（1日4時間程度の時間外労働）
- ③ 45時間：あらゆる死因を総合して死亡率が低い1日7～8時間の睡眠が確保できる状態（1日2時間程度の時間外労働）

## ○ 労働者の1日における時間外労働時間が5時間の場合（例）



睡眠はとっても大切！  
みなさん質の良い睡眠を！



← 睡眠対策

# Safe Work Action

## ○ 趣旨・内容

唐津労働基準監督署（以下「唐津署」といいます。）は、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発を図る一環として、「みんなでつくる働く人に優しい唐松」をスローガンに、令和8年10月1日から「**Safe Work Action**」という取組をスタートさせます。

①職場の安全確保、②労働者の健康確保、③労働条件の向上の3点について、事業者自らが定めた取組事項の公開（佐賀労働局のホームページに掲載）による「**取組事項の見える化**」とロゴマークの活用による「**取組意識の見える化**」という2つの見える化が特徴です。

見える化により、企業のイメージアップ、安全衛生活動への労働者の積極的な参加などが期待できます。

## ○ 手続きの流れ

①取組への参加を希望する事業場は、「**Safe Work Action** 取組宣言書（以下「宣言書」といいます。）」を作成して労働者へ周知した後、唐津署に宣言書をメールで提出する。

②唐津署で宣言書の内容を確認し、佐賀労働局ホームページの専用ページに掲載する。

③唐津署は宣言書を提出した事業場に「**Safe Work Action** 取組宣言事業場登録証（仮称）」を交付し、ロゴマークのデータを提供（メール）する。

④登録された事業場はロゴマークを活用し、宣言書の内容の達成に取り組む。

## ○ ロゴマーク（仮）

活用例



取組内容に応じて使い分けることができます。また、宣言書提出事業場には「KARATSU」の文字が入っていないものもお送りしますので、企業のロゴなどを入れてお使いいただくことも可能です。

Safe Work Action専用  
ページ（改修予定）



# 皆様のご活躍を願っております

## ご安全に！



厚生労働省では労働安全衛生関係の各種情報等を「職場のあんぜんサイト」から発信しています。このサイトには安全衛生教育などに利用することができる労働災害事例や各種教材・ツールがあり、無料で利用することができますので是非ご活用ください。



職場のあんぜんサイト 検索

唐津労働基準監督署管内で以下の説明会などが開催予定です。

是非ご参加ください。

### 1 全国労働衛生週間説明会

- ・日時：令和8年9月9日（水）
- ・場所：唐津市文化体育館
- ・特別講演

（仮）アンガーマネジメント視点から考えるワークエンゲージメントの向上～働く人の能力を引き出す職場へ～

### 2 佐賀県産業安全衛生大会

- ・日時：令和8年10月2日（金）
- ・場所：唐津市文化体育館
- ・特別講演

（仮）安全と健康は笑いから

詳細が決まり次第、佐賀労働局のホームページに掲載するなどしてみなさんにお知らせいたします。